



宮若市多子世帯届出保育施設利用者支援事業

届出保育施設を利用する多子世帯に 利用者負担額（保育料）の補助 を行います。

※継続利用の場合、12月末までに申請が必要です。

補助の内容

保護者（市税等の滞納がない方）が養育している児童（18歳到達後最初の3月31日までの児童）のうち、年長者を第1子として年長順に数え、第2子以降の0～2歳児クラスの児童が次の施設を利用する場合に、利用負担額を補助します。

対象施設

認可外保育施設、企業主導型保育施設

補助額

対象の子どものうち第2子以降に係る利用者負担額・全額（延長保育料、給食費等は対象外です）

支給方法

保育施設に保育料をお支払い後、一年分（1月～12月分）をまとめて申請して頂き、翌年に還付いたします。

☆補助金の請求方法

市が定める補助金交付申請書を12月27日までに下記の窓口へ提出してください。※12月以前に退所された方は、退所から1カ月以内に提出してください。